

公益社団法人静岡県薬剤師会 新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 26 年 3 月 13 日制定
令和 2 年 4 月 9 日改訂

第 1 章 総則

1 目的及び基本方針

(1) 目的

公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 7 号に基づく「指定地方公共機関」である。

新型インフルエンザ等が発生したときは、指定地方公共機関は、特措法に定めるところにより、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有することとされており、また、指定地方公共機関は、特措法第 9 条の規定に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成が義務付けられている。

この計画は、特措法及び静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、行うべき業務に関し、必要な事項を定めるものである。

(2) 基本方針

行動計画の基本方針を踏まえ、感染の拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するため、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、静岡県、地方公共団体及び指定地方公共機関等と相互に連携を図りながら、薬局における適切な調剤業務、その他医薬品の提供業務の機能が維持できるようにする。

また、業務の執行体制を確保するため、役員及び職員の職場における感染防止を徹底する。

2 業務計画の運用

(1) 被害の想定

行動計画に基づき、次のとおり想定する。

【新型インフルエンザ患者数の推計】

区分	全国		静岡県	
	中等度	重度	中等度	重度
医療機関受診患者数	約 1,300 万人～約 2,500 万人		約 38 万 2 千人～約 73 万 5 千人	
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約 1 万 6 千人	約 5 万 9 千人
死者数	約 17 万人	約 64 万人	約 5 千人	約 1 万 9 千人
1 日当りの最大入院患者数	約 10 万 1 千人	約 39 万 9 千人	約 3 千人	約 1 万 2 千人

【職員の欠勤率】

最大 40%程度（ピーク時の約 2 週間）

(2) 弾力的運用

新型インフルエンザ等は、未知の部分が多いため、新型インフルエンザ等が発生したときには、この計画を基本としつつ、状況に応じて弾力的に対応する。

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 新型インフルエンザ等対策の実施体制（参集基準）

(1) 発生前の体制

新型インフルエンザ等対策を的確にかつ迅速に実施するため、静岡県薬剤師会新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

対策会議は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療提供体制、その他新型インフルエンザに関する対策を協議するとともに、静岡県、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人静岡県医師会等関係指定地方公共機関と相互に連携し、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) 発生時における体制

新型インフルエンザ等が発生し、静岡県において県対策本部が設置されたときは、静岡県薬剤師会館に静岡県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(3) 組織

ア 対策会議は、県薬の会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

イ 対策本部は、県薬の会長を本部長とし、総務班、情報連絡班及び活動調整班をもって構成する。

ウ 対策本部を設置したときは、県薬の理事及び職員は対策本部の業務に従事する。

【対策本部の業務分担】

班名	担当業務
総務班	庶務
情報連絡班	関係情報の収集、提供
活動調整班	・ 静岡県対策本部、関係機関との連絡調整 ・ 会員及び薬局の活動状況の把握

2 情報収集・共有体制

(1) 発生前の体制

静岡県、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人静岡県医師会等関係指定地方公共機関との連絡を密にし、情報連絡経路を明確にしておく。

新型インフルエンザ等に関する情報を厚生労働省、国立感染症研究所等の政府機関及び静岡県から入手するとともに、静岡県、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人静岡県医師会等関係指定地方公共機関と情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じて、この計画の見直しに役立てる。

【主な情報入手先】

内閣官房／新型インフルエンザ等対策 外務省海外安全ホームページ	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/ http://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省感染症・予防接種情報	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html
厚生労働省／新型コロナウイルス感染症について	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
公益社団法人日本薬剤師会	https://www.nichiyaku.or.jp/
静岡県／新型インフルエンザ等対策	https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-030a/pandemic-influenza.html
静岡県／新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連情報	https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-1.html

(2) 発生時における情報収集・共有体制

- ア 国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、適切に情報交換を行う。
- イ 必要に応じて、医療機関の運営状況、社会インフラ稼働状況、関係企業の運営状況等に関する情報を収集し、対策活動の実施に活かす。
- ウ 得られた情報は、必要に応じて、県薬の会員等に迅速かつ適切に周知する。

(3) 役員及び職員との連絡方法

役員、職員及びその家族の発症状況や、新型インフルエンザ等対策業務に従事できる可能性等については、メール又は携帯電話若しくは固定電話等で確認する。

3 関係機関との連携

(1) 連携が必要となる関係機関

【連携機関】

機関名	電話番号	F A X 番号	備考
静岡県健康福祉部疾病対策課	054-221-2986	054-251-7188	感染症対策班
静岡県健康福祉部薬事課	054-221-2410	054-221-2199	薬事企画班
静岡県医薬品卸業協会	054-255-2707	054-251-6147	
一般社団法人静岡県医師会	054-246-6151	054-245-1396	
一般社団法人静岡県歯科医師会	054-283-2591	054-283-3590	
公益社団法人静岡県病院協会	054-252-6326	054-266-3253	
公益社団法人日本薬剤師会	03-3353-1170	03-3353-6270	
セコム(株)静岡南支店	054-285-2228	054-287-4471	静岡県薬剤師会館の警備

(2) 発生時における連携方法

- ア 県内の地域薬剤師会及び職域薬剤師会（以下「協力団体」という。）には、ファクシミリ、Eメール、携帯電話等、あらゆる通信手段を用いて常時情報交換を行い、十分な連携を図る。
- イ 必要に応じて、特定の協力団体と直接情報交換を行い、又は県対策本部による指示・

要請により、必要な連携を図る。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

(1) 未発生期における対応

平常時から、薬局、医薬品・医療機器販売業における新型インフルエンザ等対策の体制整備の支援、役員及び職員の健康管理と啓発等について、必要な措置を講ずる。

(2) 海外発生期から地域発生早期における対応

県薬の会員、役員及び職員等に対して、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防のための留意事項等に関する情報を迅速かつ適切に提供するとともに、発生予防のための薬局からの啓発の徹底を図る。

【薬局による啓発】

- 手洗い、うがいの励行、咳エチケットの徹底
- 正しいマスクの使用に関する知識の普及
- 新型インフルエンザに関する知識の普及

(3) 地域感染期における対応

静岡県健康福祉部疾病対策課、薬事課等連携機関と連携し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

ア 引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報を迅速かつ適切に提供する。

イ 薬局において感染の疑いのある患者が来局した際の対応の徹底を図る。

【患者への対応】

- 地域において適切な医療を受けられるようにするための患者への助言の徹底
- 発生時における医療体制に応じた薬局機能の維持の徹底
- 医薬品・衛生用品等の供給の徹底

ウ 薬局における感染拡大の防止の徹底を図る。

【感染拡大の防止】

- 薬局従業員のマスク着用、手指消毒、手洗い、うがいの励行の徹底
- 来局者に対するマスクの着用、手指消毒、手洗い、うがいの指導の徹底
- 薬局内の消毒等、衛生管理の徹底
- 薬局従業員の健康管理に努め、本人や家族等の罹患により欠勤する場合の業務継続の検討の徹底

エ 新型インフルエンザ患者数が急速に増加している場合のファクシミリ等による処方箋の薬局における対応（厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部「インフルエンザ患者数の急速に増加している場合のファクシミリ等による処方箋の送付及び応需に関する留意点（平成21年8月21日）」「ファクシミリ等による処方箋の送付及びその応需等に関するQ&A（平成21年10月2日）」）の徹底を図る。

注）ファクシミリ等による処方箋の送付は、医療機関から薬局に送付することを原則としているが、新型インフルエンザ患者が希望する場合は、患者自身が薬局に送付することも認められている。

【（新型インフルエンザ）ファクシミリ等による処方箋への対応】

- 新型インフルエンザに罹患している患者又はその家族等から、処方箋の持参があった場合は、必要に応じて、処方箋は医療機関からファクシミリ等によって薬局への送付を求める。
 - 患者から処方箋の送付を受け付けた薬局は、その真偽を確認するため、処方箋を発行した医師が所属する医療機関に、処方箋の内容を確認する。（この行為は、薬剤師法第24条に基づく疑義照会とは別途に必ず行うこととする。）
なお、患者を介さずに医療機関からの処方箋の送付を受けた場合には、この確認行為は行わなくても良い。
 - 医療機関から処方箋の原本を入手するまでの間は、送付された処方箋を薬剤師法及び薬事法における「処方箋」とみなして調剤等を行う。
 - 調剤した医薬品は、可能な限り新型インフルエンザ患者との接触を避けるため、服薬指導は電話で行うことも差し支えない。
 - 蔓延期終了後は、速やかに医療機関から処方箋の原本を入手し、送付された処方箋と原本を差し替える。
 - 慢性疾患等を有する定期受診患者については、長期処方に伴う患者さんの服薬コンプライアンスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、電話での服薬指導を実施する。
- オ 新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた処方箋の取扱いについては次の通知等に従い対応する。
- ・厚生労働省医政局医事課・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課令和2年2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」
 - ・厚生労働省医政局歯科保健課・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課令和2年3月4日付け事務連絡「歯科診療における新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」
 - ・厚生労働省医政局医事課・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課令和2年2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて」
 - ・その他今後発出される関連通知等

2 感染防止対策の検討・実施

(1) 職場における感染防止対策

- ア 職場に手指消毒用アルコール製剤を配置する。
- イ 職員に対し、健康状態の自己把握、マスクの着用、手洗い・うがいを励行するよう周知する。
- ウ 発熱等、疑わしい症状のある職員は、出勤停止とする。
- オ 新型コロナウイルス感染症等に対する感染防止対策（役員・職員）については別に定める。

(2) 職員の勤務体制

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、静岡県が新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象地域等になった場合は一部の職員に対する時差出勤や在宅

勤務等の勤務体制について検討する。

(3) 必要資材の備蓄

静岡県薬剤師会館に、感染防止に必要な消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、マスクなど必要な資材を備蓄する。

第4章 業務態勢

1 新たに発生する業務

(1) 感染拡大防止策

感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務。主なものは次のとおりである。

ア 感染拡大防止策の周知

イ 情報の収集及び提供

ウ 相談窓口の開設

エ 関係機関や施設等に対する感染拡大防止策の指導

オ 地域における医療連携の支援

(2) 危機管理体制上必要となる業務

新型インフルエンザ等の発生に伴う危機管理上必要な業務。主なものは次のとおりである。なお、国内発生期以前から取り組む業務もある。

ア 対策本部の設置

イ 職員の感染状況・出勤状況の把握

ウ 職員の応援体制

エ 静岡県、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人静岡県医師会等関係指定地方公共機関との連携

オ 会員薬局等における新型インフルエンザ等の感染症対応や会員の感染予防対策への支援

2 継続業務

県民の健康な生活の確保及び向上に必要な業務。主なものは次のとおりである。

(1) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する業務

ア 医薬分業への対応

イ 健康保険法遵守の徹底

(2) 薬事衛生の普及及び啓発に関する業務

ア 県薬のホームページの管理運営

イ 薬事法遵守の徹底

(3) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する業務

ア 医薬品に関する情報の収集及び提供

イ 医薬品に関する相談窓口の開設

ウ 調剤過誤防止対策の推進

エ 地域医療連携の推進

オ 在宅医療への対応

3 縮小業務

限られた職員で必要な業務を実施するため、業務の実施方法を工夫するなど縮小して実施する業務。主なものは次のとおりである。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する業務
- (2) 公衆衛生の普及及び指導に関する業務
- (3) 災害時等の医薬品の確保及び供給に関する業務
- (4) 通常時の日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する業務
- (5) 会員の福利厚生業務
- (6) その他会員を対象とした共益に関する業務

第5章 その他

1 教育・訓練

- (1) 職員に対する教育の計画、実施

職員に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等について教育を行う。

- (2) 訓練の計画、実施

必要に応じて、静岡県等と連携した訓練を計画、実施する。

2 計画の見直し

- (1) この計画は、訓練等の実施結果や、新たな情報等を踏まえ、適切に見直すものとする。
- (2) この計画の見直しは、理事会の決議を経て行う。

3 新型コロナウイルス感染症に関する特例

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号。）の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は新型インフルエンザ等とみなして本計画を運用する。

<参考>

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律

附 則

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス

（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

- 2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

附 則 （令和二年三月一三日法律第四号）

この法律は、公布の日の翌日から施行する。